

令和8年度 町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成金交付要綱

令和8年5月8日
8生都地第229号

(趣旨)

第1 この要綱は、町会・自治会が地域において行う防災備蓄の環境整備を東京都が広域で後押しし、災害時に共助の力を発揮できるよう支援していくことを目的に実施する、町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成金（以下「助成金」という。）を交付するに当たり、必要な事項について定める。

(定義)

第2 この要綱において「地縁団体」とは、いわゆる町会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体をいう。

2 この要綱において「単一町会」とは、区市町村において町会・自治会として登録・把握されている区市町村内の単一の地縁団体をいう。

3 この要綱において「助成事業」とは、第4で定める助成対象倉庫の設置又は修繕を令和9年3月31日までにを行う事業をいう。

(助成対象者等)

第3 この要綱において、助成を受けることができる者は、単一町会で、過去に町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成（本年度分を含む）を受けていない者とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。（1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）団体の代表者、役員又はその他の構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(助成対象倉庫)

第4 助成の対象となる防災備蓄倉庫とは、単一町会が別表1に掲げる防災資機材等を収納・管理する目的の防災備蓄倉庫であって、建物と実質一体とみなせるものを除く。

2 助成金の対象となる防災備蓄倉庫数は1町会・自治会あたり1台とする。

(助成金の額)

第5 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とし、70万円を超えないものとする。なお、千円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

2 助成金は、確定払とする。

(助成対象経費)

第6 助成対象経費は、単一町会が助成対象倉庫の設置又は修繕のために支払った経費であって、以下に掲げるものを含む。ただし、用地の取得又は借りに係るもの及び造成にかかるものを除く。

（1）助成対象倉庫の運搬・設置・工事、設置に伴う既存倉庫の撤去にかかる諸経費

（2）助成対象倉庫の建築確認等にかかる経費

2 町会・自治会の役員や内部団体に支払った経費は助成対象外とする。

3 助成事業の実施に伴い、この助成金以外の収入（国及び他の地方公共団体の制度による補助等）がある場合、この助成対象経費は、総額からこの助成金以外の収入を除いた額とする。

(助成の申請)

第7 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに東京都知事（以下「知

事」という。)に提出しなければならない。

- (1) 見積書等
- (2) 位置図、敷地平面図
- (3) 防災倉庫構造図、防災倉庫見取図
- (4) 土地の権利関係を明らかにした書類(登記事項証明書の写、土地使用承諾書等)
- (5) 助成対象経費に国及び他の地方公共団体の制度による補助等の対象となる、又はなっている経費がある場合、交付決定通知書等
- (6) 申請団体規約等設立根拠規程及び役員名簿
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8 知事は、第7の規定による申請があったときは、交付又は不交付の決定を行う。

- 2 知事は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して助成金の交付決定をすることができる。
- 3 知事が必要と認めた場合には、助成を受けようとする者が第3に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。
- 4 知事は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、また、交付しないことを決定したときは、助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に対してそれぞれ通知するものとする。

(申請の撤回)

第9 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、第8 4の規定による通知を受領した場合において、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し)

第10 知事は、助成金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(変更承認申請)

第11 助成事業者は、次の(1)から(3)に該当するときは、あらかじめ知事に変更承認申請書(別記第4号様式)を提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 助成経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2) 防災備蓄倉庫の設置場所等を変更しようとするとき。
 - (3) 第8の規定により交付決定を受けた申請を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、1の規定による申請の内容を審査し、承認することを決定したときは変更承認通知書(別記第5号様式)により、また、承認しないことを決定したときは変更不承認通知書(別記第6号様式)により、それぞれ通知する。

(事故報告)

第12 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13 助成事業者は、知事から助成事業の遂行状況等について報告を求められたときは、速やかに書面により報告しなければならない。

(事業の遂行命令)

第14 知事は、第13に規定する報告及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第2

2 1 条第 2 項の規定による調査等により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命じるものとする。

- 2 知事は、助成事業者が 1 に規定する命令に違反したときは、助成事業者に対し、助成事業の一時停止を命じることができる。
- 3 知事は、2 の規定により助成事業の遂行の一時停止を命じた場合において、助成事業者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに採らないときは、第 1 8 1 (5) の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(実績報告)

第 1 5 助成金の交付決定を受けた者は、防災備蓄倉庫設置等が完了し経費の支払いが終了したときは、速やかに実績報告書（別記第 7 号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 防災備蓄倉庫の設置又は修繕が完了したことが分かる写真
- (3) その他完了を確認するために知事が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第 1 6 知事は、第 1 5 の規定による実績報告書を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行って、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に助成金交付額確定通知書（別記第 8 号様式）により通知する。

- 2 知事は、助成金の交付の申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、助成金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(是正のための措置)

第 1 7 知事は、第 1 6 の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し当該助成事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

- 2 1 に規定する命令により必要な処置をした場合においても、第 1 5 に規定する実績報告は行わなければならない。

(決定の取消し)

第 1 8 知事は、助成事業者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 助成事業を中止又は廃止したとき。
 - (4) 第 1 1 1 に規定する承認を受けずに助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を変更したとき。
 - (5) その他助成金の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号。以下「規則」という。）に基づく命令に違反したとき。
 - (6) 交付を受けた団体（代表者、役員又はその構成員を含む。）が、第 3 (2) に規定する暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 2 1 の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 知事は、1 の規定により取消しをしたときは、速やかに助成事業者に通知する。

(助成金の返還)

第 1 9 知事は、第 1 0 又は第 1 8 の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第20 助成事業者は、助成金の交付の申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずる場合がある。

(違約加算金及び延滞金)

第21 助成事業者は、第18 1 (1)、(2)、(4)、(5)及び(6)の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第22 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における第21 1の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 第21 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23 第21 2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(経費区分及び帳簿等の整理保管)

第24 助成事業者は、助成事業に関する経理については、他の経理と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成事業完了の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第25 助成事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この助成事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、助成事業の完了後から耐用年数を満了するまでの間、知事の求めに応じて、使用状況を報告することとする。

(その他)

第26 この助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

附 則
この要綱は、令和8年5月8日から施行する。

別表 1
防災資機材一覧

区分	物品
1 情報連絡用	無線機、拡声器、携帯用ラジオ等
2 消火用	動力ポンプ、ホース、消火器、防水衣、バケツ等
3 水防用	防火シート、土のう、シャベル、救命胴衣等
4 救出救護用	AED、救出用工具、救急箱、はしご、担架、防塵マット、ロープ等
5 避難所・避難用	テント、懐中電灯、簡易トイレ、寝袋、毛布、発電機、蓄電池 ソーラーパネル、投光器、大型炊き出し器等
6 その他	上記1から5に類するもので、地域防災力の向上を図るために必要とされるもの